

◆ ケアマネージャーのための情報誌 ◆

ケアマネ

SAPPORO

2002.6.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第16号

介護支援専門員に未来はあるのか？ — その政策動向を探る —

北星学園大学社会福祉学部 助教授 島津 淳
(前厚生労働省老人福祉専門官・シルバーサービス専門官)

本稿では、介護支援専門員の未来について考えたい。それは、2003年度介護報酬改訂のレベルではなく、5年先、10年先、21世紀中期にかけてである。介護支援専門員に未来はあるのか？「未来」はあると答えたい。しかし、それは時の運と、介護支援専門員が時代を切り開くという気概を持つかどうかにかかっている。厚生労働省が作った資格だから、自分たちの処遇アップをするのは当然と考えているとすれば、いずれ国民から見捨てられるだろう。過去の歴史のなかで一番いい例は、看護師が今日の地位を築きあげるまで、看護協会は並々ならぬ努力を重ねてきたということである。1958年国民健康保険法制定により、国民皆保険体制が達成されたが、当初は看護婦奥女中論など囁かれていたが、現在、看護師の専門性は国民誰しもが高く評価するに至っている。国民とともに歩んできた職能団体としての看護協会の並々ならぬ努力があったからである。

厚生労働省が居宅介護支援の報酬アップの際問題にしている介護支援専門員の作成する居宅サービス計画の49%がサービス種類というのは、介護支援専門員の職能団体である介護支援専門員協議会のなかで事例検討を通して検証されなければならないと考える。

2003年度障害者福祉の分野で支援費制度がスタートするが、これが2005年度介護保険制度に組み込まれるかどうか、大きな焦点となる。いまのところ、厚生労働省内では、障害保健福祉部は支援費制度を介護保険制度に入れ込むことは無理があると考えているが、老健局は介護保険制度財政基盤安定のため、20歳以上全ての国民から介護保険料を取らなくては財政的にもたないと考えている。当然、支援費制度を介護保険制度に組み込むことを、政治決着で決めなくてはならない時

期が到来するはずである。障害者福祉を飲み込んだ介護保険制度は、その後10年以内に現在議論が進んでいる高齢者医療制度に糾合されていくと予測するものである。これは、医師会が声高に主張しているところである。しかし、この高齢者医療制度に介護保険制度を糾合した場合、厚生労働省は介護支援専門員を亡き者にして、医師を再びスーパーマンとするであろうか。それは否である。厚生労働省は、医療保険制度において、医師をスーパーマンとしたことにより、国民医療費は30兆円をはるかに超え、日本経済を圧迫させ、医療ミスや医師のモラル低下による国民の非難の前にへきへきなのである。

このたび、中央では日本ケアマネジメント学会が結成されたが、そのメンバーは過去の厚生労働省老健局にあったケアプラン専門委員会の元委員がほとんどであった。厚生労働省は学会を作ることにより、介護支援専門員の育成を図り、ケアマネジメント論の学問的発展を意図したのである。多くの介護支援専門員が、この時代的要請にどの程度応えられるのかは、今後の課題である。時代の風は、介護支援専門員に吹きつつある。但し、この日本ケアマネジメント学会は、厚生労働省の御用学者で構成されるものであるから、時の政策的要請で、ケアマネジメント論も介護支援専門員の役割も変わるものである。札幌市介護支援専門員連絡協議会にも厚生労働省や北海道庁からの要請は来ていると思われるが、フロンティア精神を持っていると言われていた北海道の人々が、中央の腕に全て抱かれてしまうかどうかは、今後の課題である。中央(東京)に対してアンチの意識が高い「かながわ」の人間としては、非常に興味深いところである。

札幌市からの情報提供

介護保険と介護予防

介護保険と介護予防は、老人保健福祉行政の「車の両輪」に例えられ、介護保険の円滑な運営のためにも、「介護予防」が重要とされています。介護支援専門員が行う居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止さらには、要介護状態になることの予防を視点に入れて行われることが求められているのはご承知のとおりです。

「機能訓練（B型）」「介護家族健康教育」「介護家族健康相談」は、これまで保健事業として行ってきましたが、平成13年度からは、「介護予防・生活支援事業」の中で一体的に運営することになりました。札幌市では、「介護予防・生活支援事業」として、「生活支援型ホームヘルプサービス・ショートステイ・デイサービス」「配食サービス」【すこやか倶楽部】を行っております。

今回は、閉じこもり予防事業【すこやか倶楽部】についてお知らせします。介護保険は、在宅の利用者に必要なサービスを全てカバーするものではありませんので、他のサービスの利用や地域の助け合い活動を組み合わせることで在宅を支えています。本事業についても、高齢者が閉じこもりなどの理由により要介護となることを予防し、住み慣れた地域でいきいきと自立した生活ができるように、64カ所の地域型在宅介護支援センタ

ーが、近隣の住民（福祉のまちなど）やボランティアの力を借りて、月2回程度レクレーション・談話などの内容で開催するとともに、年数回「転倒予防教室」を行っています。

【すこやか倶楽部】は、地域の会館等で開催されており、自分で会場まで歩いていける要支援の方については、介護保険サービスを利用している場合でも利用できます。この事業は平成12年度からの新規事業ですが、平成13年度には1,924回という飛躍的な開催回数となり、高齢者の閉じこもり予防に効果をあげています。関係者がチームとして一体的に活動を行うために、7区の基幹型在宅介護支援センターにおける「地域ケノ会議」が活用されています。

現在、札幌市において介護保険で要介護・要支援と認定された方は、約3万5千人（高齢者人口の約12.8%平成13年10月末現在）であります。昭和22年～24年生まれいわゆる「団塊の世代」が高齢者の仲間入りをするのが10数年後に迫っており、平成27年には、4人に1人が高齢者となると予測され、将来を見越し地域と行政が一体となって「介護予防」事業を積極的に展開していく一方で、個人が若い時から要介護の原因となる生活習慣病を予防するための努力をすることが求められております。

高額サービス費資金貸付要綱の改定について

札幌市では、1カ月の自己負担額が上限額を超える見込みがあり、一時的に自己負担額を負担することが困難な方を対象とした資金貸付事業を行っていますが、より利用しやすい制度となるよう、平成14年4月1日

付で要綱を改定いたしました。

改定の内容は次のとおりですが、制度の利用を希望する方がいる場合は、区役所保健福祉サービス課まで相談に行くよう助言をお願いします。

	旧	新	備考
貸付対象	札幌市の規定に基づく 高額サービス費の支給申請を行い、かつ支給を受ける見込みがあること。	札幌市の規定に基づく 高額サービス費の支給を受ける見込みがあること。	貸付前的高額サービス費支給申請を要件から外しました。
貸付額	貸付額は、高額サービス費支給見込額の 10分の9 に相当する額とする。 (千円未満切捨て)	貸付額は、高額サービス費支給見込額の 100分の95 に相当する額とする。 (百円未満切捨て)	貸付額の上限額を変更しました。
貸付申込	貸付申込者は、申込みを行う前に、高額サービス費の支給申請をしなければならない。	貸付申込者は、申込みを行う前に、高額サービス費の支給申請をしなければならないが、 貸付対象となる事業者からの請求書を提出したときは、貸付を受けた後で、高額サービス費の支給申請をしなければならない。	請求書による申請を可能とし、貸付後的高額サービス費の支給申請の規定を追加しました。

介護報酬等の請求権の時効について

介護報酬の請求については、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生労働省令第20号）に基づきサービス提供事業者等から行われますが、その請求に係る消滅時効及び起算日について、このたび厚生労働省にて次のとおり基本的な考え方が整理されましたのでお知らせいたします

1 介護報酬の請求等の消滅時効について（平成13年9月19日付厚生労働省老健局介護保険課・老人保健課事務連絡）

①介護報酬の請求

介護保険においては、事業者が受け取る介護報酬（9割分）は、被保険者を代理して受領するという構成となっていることから、介護保険法第200条第1項の規定により2年。

②過払いの場合（不正請求の場合を含む）の返還請求

過払いの場合（不正請求の場合を含む）の返還請求の消滅時効は、公法上の債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年。

2 介護報酬の請求に係る消滅時効の起算日について（平成14年3月1日付厚生労働省老健局介護保険課・老人保健課事務連絡）

①事業者による介護報酬の請求（代理受領）の場合

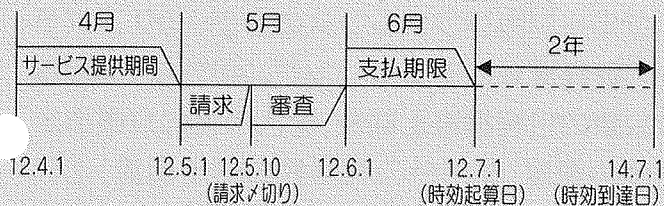
介護報酬は、各月分について翌月10日までに請求し、審査後、その翌月末までに支払うこととなっております。そのため、国民健康保険における取扱いと同様、サービスを提供した日の属する月の翌々月の1日が時効の起算日となる。

また、高額サービス費は、月ごとに算定するものであることから、サービスを提供した日の属する月の翌月の1日が起算日となる。ただし、自己負担分をサービス提供月の翌月1日以降に支払った場合には、当該支払った日の翌日とすることが適当である。

【具体例】

Q 平成12年4月サービス利用に係る請求権の時効は？

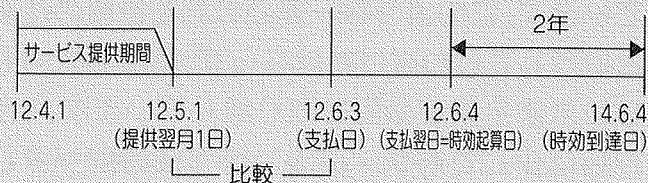
A この場合の時効起算日は「平成12年7月1日」となるため、時効到達日は起算日から2年を経過した「平成14年7月1日」となる。



【具体例】

Q 平成12年4月提供サービスで自己負担分の支払日が平成12年6月3日の場合は？

A サービス提供の翌月1日となる平成12年5月1日と自己負担分の支払日の翌日である平成12年6月4日を比較すると、この場合の時効起算日は遅い方である「平成12年6月4日」となるため、時効到達日は起算日から2年経過した「平成14年6月4日」となる。



②償還払いの場合

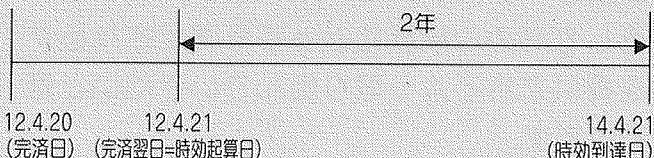
償還払い（高額サービス費を除く）の場合には、代金を完済した日の翌日が起算日となる。

介護報酬の請求に係る時効の起算日を整理すると次のとおりとなり、この起算日より2年を経過した日が時効到達日となります。

【具体例】

Q 平成12年4月20日に福祉用具を購入し、当日に代金を全額支払った場合は？

A この場合の時効起算日は「平成12年4月21日」となるため、時効到達日は起算日から2年を経過した「平成14年4月21日」となる。



請求権	時効起算日
事業者の請求権	・サービス提供日の属する月の翌々月の1日
償還払いの請求権 (高額サービス費を除く)	・代金を完済した日の翌日
高額サービス費の請求権	・サービス提供日の属する月の翌月1日 ・自己負担額をサービス提供月の翌月1日以降に支払った場合は支払日の翌日

●●● 介護保険施設でのケアマネジメント② ●●●

介護老人保健施設での介護支援専門員の仕事

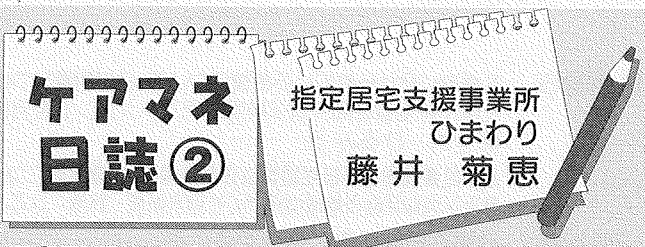
介護老人保健施設 もえれパークサイド ケアマネジャー 神尾 子サ

当施設の介護支援専門員は一般棟62床、痴呆専門棟32床の合計100床を専任一名、兼任一名の二名体制で受け持っております。ケアプランのアセスメント方式は介護保険開始前にはMDS方式を採用していましたが介護保険導入にあたり、アセスメントからプラン作成がしやすいとの考えから包括的支援プログラム方式に変わり、介護支援専門員を中心に全員が猛勉強で作成にあたりました。各フロアの職員を4グループに分け、看護師一人、ケアワーカー3～4人で1グループを構成し、ケアワーカーと看護師は協働で利用者様の入所中のプランを作成しています。また、毎月各グループのカンファレンスを設け、その中では利用者様の状況変化に合わせたプランの修正、評価等を行いグループメンバー内での情報の共有を図っています。さらにサービス担当者会議では、他部署の職員やご家族の参加も得てプランの最終確認をしています。このような一連の流れを普段の仕事と並行して行わなければならない、時間的余裕もないまま全員が必死で取り組んでいます。4月からは少しでもケアプランの作成時間が欲しいとの職員の要望があり、月一回グループでのケアプラン作成日が設けられ、ほんの少しだけ余裕を持って立案できるようになってきました（現場はその分職員の人数が少なく大変ですが）。

介護保険が始まった当初、施設ケアマネはどんな仕事をしたら良いか皆目見当がつかなかったのですが、とりあえず包括的支援プログラム方式でのプラン作成の指導をすることからはじめ、ようやく全員がプラン作成が出来るようになりました。今年度からは手書きからパソ

コンでの打ち込みも行っています。その事により手書きより見やすく、プランの修正も簡単に出来、他部署でもパソコンを開くとすぐプランを確認できるようになりました（パソコンの打ち込みも少しづつ慣れてきましたが、まだ、機械に使われている感じもします、また台数が少なく打ち込みする日が重なったりすることが多くパソコンの取り合いになることもあります）。このように戸惑いながらも一步一步進んできましたが、本来の介護支援専門員の役割はこのような事務的なことばかりではなく、入所されている方が満足し、そして自立に向けて働きかけていけるようなケアが提供されていることを確認する事が本来の役割だと考えています。

現在当施設での介護支援専門員の具体的な業務は①入所者の初期プラン作成（その前に相談員よりの情報提供と事前訪問し情報収集）、②グループカンファレンスの参加、③ケアプランの最終確認とモニタリング、④サービス担当者会議の日程調整と開催、⑤入所者の介護認定期間の管理、⑥市外の利用者の認定調査、⑦代行申請を主に行っております。これからの課題としては①利用者のニーズを的確に把握し、個別性を重視したケアプランの立案、②状況にあわせて変更されたサービス内容の周知徹底、③プランの確実な実施、④生活記録の充実、⑤サービス担当者会議に家族の参加が少ない、⑥全家族からケアプランの承認を貰っていないなどまだまだ多くの課題を抱えています。これらの課題を一つ一つ解決し、利用される方にとってそしてそのご家族にとっても満足されるケアを提供できるよう取り組んでいきたいと考えています。



〇月〇日(月)

また、新しい週が始まった。週の始めは電話が鳴りっぱなしだ。ヘルパーの事業所だったり、家族や本人や様々。こちらから掛けることも多く、あっちこっちからの対応に調整に振り回された。また、訪問看護のほうの業務にも追われていると、何だかどうも取り残したことがあるように思えて仕方がない。何か忘れていないかな……。気になりながらも時間に追われる。そこへBさんの家族からの電話。

「〇日からのショートステイ先は大丈夫でしょうか？」あーそうだった。忘れていたのはこのことかー、「すみません。急いで調整しますね」

〇月△日(水)

ヘルパーの事業所からの電話、Aさんの先月が返礼だったとのこと。申し訳ありませんと謝り、修正のためのFAXをもらう。Aさんは、毎月予定どおりにヘルパーさんを利用したことがない。いつも、変更や延長があり、もう電話では間に合わないので実績をあげてもらっている。一応本人から私には電話を入れてもらうようにしているが、その時には、もうヘルパーさんと話し合っていて了解が取れているようだ。おまけに来るヘルパー全部に話したり、その人たちが色々言ううちに、もうそのように実行したかのようになったり、突然来週から、このように変更と言われて本人も私もごちゃごちゃになってしまう。何回かそのやり取りの修正や、息子さんに入ってもらったこともあったり、すぐには変更出来ないことにしたりとその都度関わり方を変化させていった。ヘルパーさんが、毎日のように入っていても3%の負担なの

で4000円位。それで、目いっぱい利用したいって考えていないだろうか。

おまけに、この間彼女が入院した時、ご主人にヘルパー(要介護1)を入れるのだが、利用表を持って説明し印鑑をもらって2・3日したら、社協の苦情相談から電話が来て、「何だかわからないのに、印鑑を押された」ということだった。うそー、介護保険を使って2年、毎月印鑑押すのご主人じゃない。初めてご主人にヘルパーを入れたわけじゃないのに…。私には「夜遅くまでご苦労様ですね」(その日帰るのが遅いので、19時くらいにわざわざ訪問した)なんて言っていたのに…。

今日も、月始めのレセプト等の仕事で家に帰ったのは21:30。我家にも、ヘルパーさんが欲しいよー。

〇月〇日(金)

Oさんの主治医から、息子さんと面談するとのこと。よかったらケアマネもどうぞと言うので、約束の11:00にクリニックに出向く。今、本人のことで奥さんと主治医がどうもしっくりいっていない。そのことなのかと思いがら着いた。久しぶりの息子さんは痩せていてびっくりした。しかし、呼ばれたのは同居している次男ではなく、離れている長男だった。自分のおっちょこちょいに恐縮した。後は地方にいて、朝8:00に車を飛ばし3時間掛かってやってきたとのことだった。主治医の話は「もう、在宅では限界でないか」という内容だった。えっ、ちょっと待ってよー。家族、とりわけ奥さんはそんなふうには考えていないし、在宅を継続出来ないほど状態の変化や、介護に行き詰まっていなただけどなー。30分くらいの話で、長男さんがそれこそ上手くまとめてくれた。考えてしまった。そのムンテラのために、彼は3時間の道のりを来た事、ケアマネは一体何なのかということ…。釈然としない日だった。

こうして、1週間があつという間に過ぎてしまった。あーあ。

平成13年度区支部活動報告

中央区支部

- 5月15日 総会と1年を振り返っての情報交換
- 6月18日 事例検討
- 8月20日 面接技法
北星学園大学社会福祉学部助教授 高橋 学 氏
- 10月15日 指導監査の状況と訪問介護区分の考え方
- 12月17日 医師との連携について
慈啓会病院医長 垣内 英樹 氏
- 2月18日 介護保険最新情報
札幌市保健福祉局介護保険課ケアマネジメント担当係長 佐々木 ひろみ 氏

北区支部

- 4月18日 総会
- 5月16日 訪問介護あれこれ
- 6月20日 ホームヘルプ研修 ―ロールプレイ等―
- 7月18日 担当者会議のあり方を考える
- 8月21日 研修報告・事例検討
- 9月19日 老人医療について
- 10月17日 介護保険における住宅改修
ケアホームズ事業協同組合専務理事 佐藤 功一 氏
- 11月21日 介護体験講習
- 12月19日 介護保険最新情報
- 1月16日 事例検討
- 2月20日 研修
- 3月20日 研修

東区支部

- 5月16日 総会と研修会「介護支援専門員の役割」
札幌市介護支援専門員連絡協議会会長 岩見 太市氏
- 7月18日 医師との連携のとり方
- 9月19日 面接技術 — 正確なアセスメントをするために—
- 10月10日 困難事例の検討
- 1月16日 介護保険制度の動向
北星学園大学社会福祉学部助教授 島津 淳氏
- 3月20日 介護保険制度の現状について
札幌市保健福祉局介護保険課ケアマネジメント担当係長 佐々木 ひろみ氏

白石支部

- 5月15日 総会と研修会
- 7月13日 介護をめぐる法的問題 — 成年後見制度を中心に—
北海道大学法学部助教授 倉田 聡氏
- 9月14日 訪問介護サービスの援助内容分類方法
- 11月15日 移送サービスについて
- 2月13日 カンファレンスの仕方を学ぼう
厚別ハーティケアセンター経営管理課長 奥田 龍人氏

厚別区支部

- 5月23日 総会と研修
- 6月12日 事例検討
- 7月10日 施設職員との意見交流会
- 8月21日 生活保護世帯の保険の流れ
- 9月11日 福祉用具の実際
- 10月16日 成年後見制度と地域福祉権利擁護事業
- 11月21日 事例検討
- 12月12日 監査情報について
- 1月 8日 介護タクシーについて・事例検討
- 2月12日 事例検討・今年度の反省と来年度の計画について
- 3月12日 痴呆症疾患の勉強会

豊平区支部

- 4月17日 事例検討・在宅困難ケースについて
アメニティ西岡居宅介護支援事業所 杉村 洋佑氏
- 5月15日 救急車の正しい利用の仕方
豊平消防署 阿部 実氏
緊急通報システムの活用
豊平区保健福祉サービス課
- 6月19日 民間移送サービスの利用
株式会社エンゼル 渡部 登志男氏
豊平区社会福祉協議会 大能 文昭氏
- 7月17日 障害者・高齢者の海外介護旅行について
株式会社オイレス 高橋 育子氏
- 8月21日 ハイブリッジ車椅子の紹介
株式会社ヤマハ 田中 勝氏・蝦名 功氏
- 9月18日 福祉車輛の取り組みについて
本田技研工業株式会社 岩崎 信吉氏
ホンダベルノ札幌 三浦 寿人氏
- 10月16日 災害時における支援について
陸上自衛隊第11師団 澤野 一雄氏

- 11月20日 札幌市に寄せられている苦情について・給付制限について
札幌市保健福祉局介護保険課ケアマネジメント担当係長 佐々木 ひろみ氏
豊平区難病患者等在宅療養支援計画策定・評価事業について
豊平区地域保健課地域健康づくり担当係長 鈴木 はるみ氏
- 12月18日 介護支援専門員に期待すること
北星学園大学社会福祉学部教授 米本 秀仁氏
札幌市福祉住宅環境リホーム会の取り組み
株式会社日浦 宮崎 芳仁氏
- 1月15日 福祉用具体験説明会
パラマウントベッド株式会社 小林 哲也氏
- 2月19日 福祉コミュニケーションシステムって何
NTT東日本 加藤 修一氏
カギについて — 住宅改修の一口アドバイス—
札幌キーセンター 奥山 直紀氏
- 3月19日 義肢・装具のいろ・はについて
野坂義肢製作所 野坂 利也氏

清田区支部

- 5月17日 総会と学習会「面接技法の理解と演習」
- 7月11日 グループホーム・ケアハウスの実態
- 9月 8日 地域住民向学習会(劇)・講演会
- 11月22日 給付制限と支給限度額の一本化について
- 1月16日 区分支給以外の介護保険サービス実態学習会
- 3月20日 連携ハンドブックの解説(調査結果から)他

南区支部

- 5月16日 総会と研修会「介護支援専門員へのアンケート結果の示すもの」
北海道開発問題研究調査会理事・調査部長 五十嵐 智嘉子氏
- 8月22日 事例検討「住宅改修について」
学習会「介護タクシーについて」
- 11月14日 事例検討「在宅での訪問看護の現状 — 医療と介護—」
学習会「訪問通所系と短期入所系の本化について」
「在宅医療の現状」
- 2月13日 事例検討・防火防災の知識と高齢者への対応

西区支部

- 5月15日 総会と研修「地域における新しいサービス」
- 7月17日 1年を振り返っての実践報告
- 9月11日 痴呆対応型グループホームについて
- 11月20日 介護保険制度最新情報
- 1月22日 区民公開シンポジウム(ケア連合同)
- 3月19日 居宅介護支援事業所の実地指導について

手稲区支部

- 4月11日 総会と研修「介護支援専門員の役割」
札幌市介護支援専門員連絡協議会会長 岩見 太市氏
- 6月13日 外側から見た介護保険
介護新聞編集部主任 横山 充氏
- 8月 8日 相談実態情報意見交換
- 10月10日 住宅改修と福祉用具
株式会社特殊衣料取締役統括部長 藤本 欣也氏
- 12月12日 実地指導の状況
- 2月13日 介護支援専門員という役割と職業

トピックス

1. 身体障害者補助犬法案が衆議院厚生労働委員会で可決、今国会で成立の見通し。

盲導犬・介助犬・聴導犬を補助犬と定義、公共施設や公共交通機関、民間宿泊施設、飲食店なども、障害者が利用する際に補助犬の同伴を拒否できないと定めている。

2. 日本ハムの札幌ドーム本拠地移転の結論が先送り。

「両球団で話し合ってほしい」パリーグ会長談話、札幌の立場はどうなるのか。

3. 「ひきこもり」支援に職親制度を創設

厚生労働省が2003年度の予算要求に盛り込む方針で、「ひきこもり」のために仕事につけない人への自立支援の仕組みづくりを厚生労働大臣が言明。

政府が有事法制関連3法案を閣議決定。

外部からの武力攻撃事態(有事)に対処するために①武力攻撃事態法案(有事対応の全体像を示す)、②自衛隊法改正案(自衛隊の行動を円滑化する)、③安全保障会議設置法改正案(安全保障会議の機能強化を図る)の3法案が、国会に提出される。

徴兵制などの緊急の国権発動は想定していないと言うが、その確証や保証は？

5. 進む過疎化

今年度、7市町村(虻田町、鶴川町、名寄市、紋別市、えりも町、標津町、稚内市)が新たに過疎地域に指定され、道内212市町村のうち過疎地域が75%と全国平均の約2倍となった。指定

地域は、過疎債の発行が認められ、国の補助事業の補助率が引き上げられる。

6. 道内で初めての住民発議による合併協議会が設置

釧路市と釧路町が、4月10日に合併協議会を設置。釧路市、釧路町の住民が設置を求める署名を集めた住民発議によるもので、市町村合併特例法では2005年までに合併すると、国による財政・特例措置があるとしている。

7. 新入社員の理想の上司は？

学校法人産業能率大学が2002年の新入社員を対象とした調査で、男性上司は星野仙一さん、女性上司であれば黒木瞳さんと回答。あなたはどちらのタイプ？

8. 5人はどうなるのか？

中国・瀋陽の日本総領事館で中国側に拘束された5人の処遇はどうなるのか。強制送還は、死を意味すると言われる中、日本の十分な対応が求められる。

9. 施設サービスが好調、在宅サービスが苦戦(介護事業経営概況調査—厚生労働省)

介護保険導入後の特養ホームの利益率(収入に対する利益の比率)は13.1%、老健施設10.1%、介護療養型医療施設4.2%、訪問介護の利益率マイナス3.7%、居宅介護支援では実利用者数30人以下でマイナス47.0%、50人超60人以下でようやくプラス6.7%と報告。

役員の紹介

役職	氏名	所属	役職	氏名	所属
会長	岩見太市	NPOシーズネット	[区支部長]		
副会長	松家治道	松家内科小児科	中央区	川島志緒里	慈啓会介護総合相談センター
	藤井菊恵	指定居宅介護支援事業所ひまわり	北区	竹林克重	長生会病院
事務局長	柏浩文	札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部	東区	長井卷子	痴呆性高齢者グループホームもえれのお家
幹事 (調査担当)	工藤博	札幌市在宅福祉サービス協会豊平ヘルパーステーション	白石区	羽山政弘	北郷デイサービスセンター 指定居宅介護支援事業所
			厚別区	斉藤潤子	札幌厚別ケアプラン相談センター
			豊平区	熊谷英樹	介護老人保健施設アメリティ西岡
			清田区	松本剛一	特別養護老人ホーム緑愛園
			南区	由井康弘	愛全会総合相談窓口 居宅介護支援事業者
監事	内山映子	札幌中央ケアプラン相談センター	西区	川路彰	札幌この実会センター24 指定居宅介護支援事業所
			手稲区	堂腰悌二	手稲あんじゅ指定居宅介護支援事業所

(任期:平成13年4月1日~15年3月31日)

掲示板コーナー

日時の末尾に(※)が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

中央区支部定例会

日時▶6月17日(月)18時30分～(※)
会場▶札幌市社会福祉総合センター
テーマ▶アルツハイマー型痴呆の理解と対応
講師▶エーザイ株式会社
問い合わせ先▶中央区基幹型在宅介護支援センター
☎281-6113

北区支部定例会

日時▶①6月26日(水)18時30分～(※)
②7月24日(水)18時30分～(※)
会場▶北区民センター
テーマ▶①ソーシャルワーク理論と技術論
②高齢者のリハビリとは
問い合わせ先▶北区基幹型在宅介護支援センター
☎757-6113

東区支部定例会

日時▶7月17日(水)18時30分～(※)
会場▶東区民センター
テーマ▶ケアマネジャーの本音と建前について
講師▶医療法人深仁会在宅ケア事業推進部次長 奥田 龍人 氏
問い合わせ先▶東区基幹型在宅介護支援センター
☎741-6401

白石区支部定例会

日時▶7月15日(月)18時30分～(※)
会場▶白石区民センター
テーマ▶リスクマネジメントについて
問い合わせ先▶白石区基幹型在宅介護支援センター
☎861-6116

厚別区支部定例会

日時▶①6月11日(火)18時～(※)
②7月9日(火)18時～
会場▶厚別区民センター
テーマ▶①住宅改修の給付請求
②事例検討
講師▶①厚別区保健福祉部給付事務係
問い合わせ先▶厚別区基幹型在宅介護支援センター
☎895-6101

豊平区支部定例会

日時▶①6月18日(火)18時30分～(※)
②7月16日(火)18時30分～(※)
会場▶豊平区民センター
テーマ▶①介護保険における事業所間での個人情報の取り扱い
②夏季における高齢者の水分補給と食事の注意点
講師▶①未定
②大塚製薬株式会社札幌支店 瀬野 正雄 氏
アメニティ西岡管理栄養士 芳賀 香織 氏
問い合わせ先▶豊平区基幹型在宅介護支援センター
☎815-6108

清田区支部定例会

日時▶7月10日(水)18時30分～
会場▶清田総合庁舎大会議室
テーマ▶学習会
問い合わせ先▶清田区基幹型在宅介護支援センター
☎885-6109

南区支部定例会

日時▶7月22日(月)18時30分～
会場▶南区民センター
テーマ▶グループホーム、高齢者共同住宅について
問い合わせ先▶南区基幹型在宅介護支援センター
☎582-6104

西区支部定例会

日時▶7月16日(火)18時30分～(※)
会場▶西区民センター
テーマ▶居宅介護支援事業所の実地指導等について
問い合わせ先▶西区基幹型在宅介護支援センター
☎614-6105

手稲区支部定例会

日時▶6月19日(水)18時30分～(※)
会場▶手稲区民センター
テーマ▶相談援助業務について
講師▶医療法人深仁会在宅ケア事業推進部次長 奥田 龍人 氏
問い合わせ先▶手稲区基幹型在宅介護支援センター
☎695-6113

編集後記

☆前号送付の時に、会費の請求をいたしました。が、まだ、会員の半数近くが未納となっております。本会は会員のみさんの会費で成り立っている団体です。速やかにお支払いくださいますようお願いいたします。
☆新年度に入って、職場が変わった方、自宅を引っ越された方等、名簿の整理等に必要ですので、必ず変更届を提出してください。ご協力をお願いいたします。
☆平成14年度ケアマネジメントリーダー養成研修(厚生労働省主催)が5月からスタートいたしました。北海道からも12名が参加しております。それを受けて各都道府県等でのようにリーダーを養成し、リーダーがどんな役割を担うのか。次号以降、情報提供いたします。
☆表紙で話題に出ていた日本ケアマネジメント学会が8月10日(土)～11日(日)、札幌医科大学において開催される予定です。詳細は後日ご案内いたしますが、ご参加下さい。(志朗)